

河川、海域におけるBOD*またはCOD*の環境基準達成状況の推移

年度 項目	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	a/b	達成率								
河川	32/38	84%	35/38	92%	35/38	92%	38/38	100%	37/38	97%
海域	9/9	100%	9/9	100%	9/9	100%	9/9	100%	9/9	100%
合計	41/47	87%	44/47	94%	44/47	94%	47/47	100%	46/47	98%

② 大阪市内河川魚類生息状況調査結果

大阪市の河川には水質改善とともに、多くの魚類の生息が確認されています。

大阪市では、DO*やBODなど個々の理化学的なデータから測ることのできない、総合的な水環境について評価することを目的として、平成3年度から5年ごとに魚類生息状況調査を行っており、平成23年度調査では、メダカやドジョウなどの絶滅危惧種を含め、在来種41種が確認されました。

(3) 主な水質保全対策

大阪市では、河川及び海域の水質汚濁を改善するため、下水道整備を進めるとともに、工場等の排水規制や発生源監視の強化、河川・海域の浚渫*等を行い、公共用水域に排出される汚濁負荷量の削減を図ってきました。その結果、市内の河川及び海域の水質汚濁はかなり改善されてきました。

① 下水道整備

「水質保全対策」の事業としては、合流式下水道*の改善と高度処理*の導入を推進しています。

大阪市の下水道は、普及率がほぼ100%に達していますが、そのほとんどが合流式下水道となっています。合流式下水道では、雨の強さが一定の水準を超えると、雨水とともに汚れの一部やごみ等が河川などに直接放流され、水質汚濁の原因

の一つになっています。この問題に対して、平成14年度から「合流式下水道の緊急改善対策」を推進し、改善を図っています。

高度処理については、主にSS*除去を目的とした急速ろ過池、リン除去を目的とした嫌気好気法(AO法)*を一部で導入済みであるほか、今後これらに加え窒素除去を目的としたステップ流入式2段階硝化脱窒法(AOAO法)*の導入を図ります。

② 工場排水規制

ア.公共用水域へ排水する事業場

大阪湾の水環境の改善を推進するため、公共用水域へ排水する事業場に対して、「水質汚濁防止法」等に基づく立入調査を行い、汚濁負荷量の削減について指導しています。

イ.公共下水道へ排水する事業場

公共下水道へ排水する事業場に対して立入調査を行い、下水道への排除基準を遵守するための除害施設(汚水処理施設)について、維持管理の徹底や施設の改善等を指導しています。

また、有害物質を使用する事業場等に重点的な立入指導を行うとともに、規制強化された亜鉛や、ふっ素、ほう素等の排水処理が困難な物質への対策についても指導に努めています。